

令和8年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和8年5月29日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
16-1	藤沢川取水口(的場ダム)下流域に係る要望について陳情(陳情)	的場総代 池上 秀夫	経済建設委員会	
16-2	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める陳情書(陳情)	上伊那民主商工会 会長 鈴木 正巳	経済建設委員会	
16-3	消費税率一律5%以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める陳情書(陳情)	上伊那民主商工会 会長 鈴木 正巳	社会委員会	
16-4	社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情(陳情)	信州ケア社会を考える会 代表 小林 純子	社会委員会	
16-5	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書(請願)	伊那市公立学校教職員組合 執行委員長 上島 理歩	総務文教委員会	小池 隆

<趣旨説明希望一覧>

番号	件名	趣旨説明
16-1	藤沢川取水口（的場ダム）下流域に係る要望について陳情（陳情）	希望あり
16-2	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める陳情書（陳情）	希望あり
16-3	消費税率一律5%以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める陳情書（陳情）	希望あり
16-4	社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情（陳情）	希望なし
16-5	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書（請願）	希望あり



2026年5月18日

伊那市議会

議長 三澤 俊明 様

16-1 藤沢川取水口（的場ダム）

下流域に係る要望について陳情(陳情)

長野県は、昭和24年防災、治水計画のため総合開発計画を策定しました。その計画の第1号として、三峰川治水、かんがい、発電事業に着手しました。

昭和33年藤沢川取水口（的場ダム）はその事業の一環として建設、春近発電所用水等のため、藤沢川から取水して隧道にて、高遠ダムへ導水しています。そのため、下流域の的場町内藤沢川は、腰巻井、前田井の両井筋の水田用水を除き、無水状態となりました。

本事業に当たっては、旧長藤村が窓口となり、長野県（企業局）と公共補償等について、交渉したものと承知しています。

その後、この藤沢川の無水状態を解消するため、我々の場町内会として、度々県企業局や建設事務所にお願いと共に、旧高遠町地域協議会に提案し、無水状態の解消に努めてまいりました。

現在では、極小ではありますが、0.19t/sが放流されておりますが、河川の体をなしておりません。水のない川ほどみじめな景観はありません。

本事業は67年が経過し、藤沢川の川霧による農作物への潤いのない生態系となっており又、全道路が舗装化され側溝水の排水が水の少ない藤沢川に流れ込み、水質が極度に悪化しております。

地元水田用両井筋の取り入れ口にも土砂が堆積して、都度耕作者が整備しております。

特に問題なのは、火災、水害時です。火災の際の水利を藤沢川から吸水でき

ません。消防ポンプの吸水管が水不足の為使用できません。その為、消火栓や、貯水槽の増設が必要です。

抜本的には、水利は藤沢川を利用せづ、六道井筋を水利としての消火を検討したらとの意見もあります。最近各地で山林火災が発生しています。我々の集落も山林に接近しており心配です。六道井の管理道をポンプ車の通行ができる様改修したらどうか。

また水害時には、河床が年々荒廃し、中洲ができて、雑草木が繁茂し流水がスムーズでなく水位が高くなり、主要道まで冠水する箇所があります。

最近各地で地下道陥没事故が発生しています。水路の隧道は70年が経過して老朽化が進んでいないか、内部はどうなっているのか、調査、補修はどうか。地権者は農作業中事故等心配です。

昭和31年3月10日付県に対する要望書では、「藤沢川導水路工事は地元には何ら益することなく、かえって将来幾多の禍根を禁じ得ない～伝伝」と要望しています。それが今日ではないでしょうか。

以上簡単に申し述べましたが、本問題は的場町内会としては、重大問題であり後世に引き継ぐことはできません。我々の時代で解決したいと思います。よって今般町内に対策特別委員会を設立して、対処する事になりました。

細部についての要望は別紙のとおりです。

宜しくご理解ご協力願ひ、貴議会として賛同採択され、地方自治法に基づき、県知事及び県企業局等関係機関に意見書を提出される様お願い申し上げます。

(追 伸)

伊那市報1月号(2026年No238)によると、冒頭4頁にわたり“伊那市の水と暮らし”が掲載されました。水を辿る、水を映す、まちを流れる、水を引く、水を渡る等々水について紙面が踊っています。どうしたことか高遠の主要河川である藤沢川や山室川は、何ら掲載がありませんが新年の冒頭1月号の掲載です。きっと水や河川については行政の本丸ではないかと感じました。

“時が来た”この機会に本問題について、真摯に取り組んでくださるものと信じています。よろしくお願ひ申し上げます

(別 紙)

議長宛藤沢川取水口（的場ダム）下流域に関わる要望についての要望事項

1. 河床、河川敷の整備
河床が荒廃し、中洲が出来、雑草木等により流れがスムーズでない。毎年河床の整備を行うこと。又、河川敷も荒廃し雑草木等により景観が良くないので河川敷の雑草の除草を毎年行うこと。
2. 腰巻井、前田井両井筋の取り入れ口は、ダム放流時や大雨時に土砂が堆積するので、都度整備して流水に努めること。
3. 大雨による道路への冠水箇所を改修すること。
4. 火災による消火給水は藤沢川に頼らず六道井を水利として、山林火災を含め対処するため、六道井管理道を改修しポンプ車を運行可能にすること。
5. 少水量の藤沢川へ道路側溝からの排水が流れ込み水質の悪化が予想される。水質検査を都度行うこと、またその結果を的場町内へ報告すること。
6. 水路隧道内はどうなっているか。陥没事故が心配です。都度検査を実施すること。またその結果を的場町内へ報告すること。
7. 子供の遊び場（河川公園のようなもの）を作ってほしい。
8. 腰巻井筋～全線U字構を入れること。管理道の新設（橋梁及管理道）
9. 前田井の消火水利の為、水溜板を新設のこと。
10. その他各組からの申し出
消火栓 6基設置
貯水槽 5基設置
各戸へ消火器1ヶおよび火災報知器取り付け補助すること。
11. 以上要望書不可の場合放流量を増水すること。(0.19t/s → 0.4 t/s)



2026年 5月22日

伊那市議会 議長 三澤俊明 殿

16 - 2 ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の 緊急事態の打開を求める陳情書（陳情）

【陳情趣旨】

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃を発端にしたホルムズ海峡封鎖等による影響が急速に広がっています。「極端な仕入れ値の上昇」「値上がりにとどまらず、必要な原料・資材が手に入らない」「施工中の現場が工事停止になった」「売上げが前月比で半減」など中小業者の悲痛な声が寄せられています。

そもそもコロナ禍に続く、4年にわたる物価高騰の影響が続いている中、所得税や消費税をやっとの思いで納税し、各種地方税や毎月の固定費等の支払いを控え、生活にも支障が出始めています。この事態は地域・業種を問わず拡大しており、先行きが見えない状況は事業者の経営努力だけでは打開できず、いわば災害に匹敵するものです。燃油・資材の高騰だけでなく、供給不足を招いていることが、多くの中小業者を倒産・廃業に追い込んだかつてのオイルショック時やコロナ禍とは異質で、深刻な影響を及ぼしています。イラン情勢悪化による影響は長期化の様相を呈しています。

中小企業・小規模事業者は不安を募らせながらも、資金繰りや雇用を維持する方策を必死で模索しています。ことは雇用を含む地域経済全体の問題であり、地域住民の暮らしを支える産業インフラの危機でもあります。

以上の趣旨から、地方自治法99条の規定により、貴議会が政府に対し、この緊急事態から地域の事業者の営業と暮らしを救う対策を求める意見書の採択・送付を求め陳情いたします。

【陳情項目】

1、コロナ禍同様の給付制度を設けること

- ・「持続化給付金」「家賃支援給付金」等の支援策の実施すること
- ・「雇用調整助成金」をコロナ特例と同様に拡充すること

2、この事態をコロナ禍同等か、それ以上ととらえ、十分な措置を講じること

- ・イラン情勢の回復、戦争の早期終結に向けて、努力を惜しまないこと
- ・自治体独自の支援策を後押しする財政措置を行なうこと



2026年 5月22日

伊那市議会 議長 三澤俊明 殿

16 - 3 消費税率一律5%以下への引き下げと

消費税インボイス制度の廃止を求める陳情書(陳情)

【陳情趣旨】

2026年2月に行われた衆院選で多くの党が「消費税減税」を公約に掲げました。高市首相は選挙後に「(消費税減税を) やった方がいいと確信している」と発言しています。国民への約束を守り、消費税減税の実現に踏み出すことが求められています。

飲食料品を対象を絞り、2年間のみとする減税案では、物価引き下げ効果は限定的で不十分です。飲食店など消費税の納税額が増える業種も生まれます。特定品目に限定した税率変更は業界間の不公平を生み、分断を広げることにもなりかねません。さらに2年後に8%に戻せば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃となります。

対象品目を限定するのではなく一律5%以下に減税し、単一税率になれば、計算しやすくなり、事務負担が軽減されます。値引きの強要や取引排除など小規模事業者やフリーランスを苦しめているインボイス制度も不要となります。

消費税減税の財源が問題になりますが、応能負担、生活費非課税という民主的な税制の在り方を含め、議論することこそが国会の責務です。一部の政党しか参加しない「国民会議」ではなく、国民から負託を受けた議員が参加できる国会の場で議論すべきです。

以上の趣旨から、地方自治法99条の規定により、貴議会が政府に対し、地域住民や中小零細業者のくらしと経営を守るための物価対策として、消費税率一律5%以下への引き下げと消費税インボイス制度の廃止を求める意見書の採択・送付を求め陳情いたします。

【陳情項目】

消費税率を一律5%以下へ引き下げること、消費税インボイス制度を廃止すること、を求める意見書を政府に送付していただくこと



2026年5月 27 日

伊那市議会 議長:三澤俊明 様

16-4 社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める
国への意見書提出を求める陳情(陳情)

介護の現場には様々な課題があります。長野県においては高齢化率が32.9%と極めて高く、必要とされる介護人材4万5千人に対し、実際には3万8千人程度しか確保できていないという深刻な人手不足となっています。この逼迫した状況下で、長引く物価高騰が重なり、介護現場の経営および労働環境はすでに限界を越え、地域密着型の多くの事業所は存続の瀬戸際に立っています。

慢性的に不足する介護従事者の確保には、抜本的な処遇改善が不可欠であり、パートタイムスタッフの時給1,600円以上の確保を含め、全産業平均水準(348,182円/月:毎月勤労統計調査より)へ賃金を引き上げることが急務です。現行の加算に頼った複雑な仕組みでは事業所の存続は危うく、物価高騰や経営実態を正しく反映した基本報酬そのものの底上げこそが、地域の介護を守る唯一の道です。

また、現場では一人夜勤の過酷な実態や、ケアマネジャーの送迎時の付随業務や病院受診時の介助や付き添い業務といった「報酬対象外のシャドーワーク」が常態化しており、これらの目に見えない献身に適切な報酬が支払われない現状は、労働環境を著しく歪めています。特に身寄りのない高齢者が増える中で、介護保険の枠組みだけでは解決できない地域生活支援のニーズに対し、制度外の困りごとにも柔軟に対応する報酬体系や地域づくりへの視野を広げた職能評価も必要です。

加えて、要支援・要介護間の報酬格差により、特に手間のかかる独居高齢者の支援が敬遠される傾向があります。

地域ケア会議においても、単なる形式的な開催に留まっている自治体も見受けられ、都市部から小規模な町村に至るまで、ケアマネジャーが孤立せず横に繋がれる実効性のある場へと地域ケア会議を再構築し、専門職の裁量を拡大する運用が必要です。

また、中小規模の事業所を圧迫するDX導入コストや膨大な事務負担に対し、自治体単位での事務代行や申請手続きのサポートといった、具体的かつ直接的な支援策を講じる必要もあります。このとは、不正請求の抑止にも繋がり、健全な事業運営を支える力となるはずです。

このように様々な課題が介護の現場にある中で、現在、国会において社会福祉法等の一部を改正する法律案が審議されています。特に中山間・人口減少地域等を

「特定地域」とし、基準該当サービスの新類型「特定地域サービス」で事業所の人員配置基準を緩和できるとすることや要介護認定者も福祉系在宅サービスを地域支援事業に移すことができるとされていることは大きな問題があります。過疎地域自治体で、今後この改正に従い「特定地域申請」を行い、認められ、各地の事業所において人的制限の緩和がなされた場合、介護職 1 人当たりの仕事量の負担が増大し、かえって離職を促進する恐れがあります。

また、現在は全額給付によって利用者負担のないケアマネジメントについて、住宅型有料老人ホームの入居者を対象とした新たなケアマネジメントを創設し、利用者負担を求める方針も示されています。これまで自宅や賃貸住宅と同様に扱われてきた居住形態に対し、特定の支援形式を導入して負担を強いることは、制度の公平性を損なうだけでなく、利用者の生活を直接的に圧迫するものです。

記

1. 「特定地域」における介護事業所存続の為に人的制限の緩和を見直してください。
2. 住宅型有料老人ホームの入居者を対象とした新たなケアマネジメントの創設は、特定の支援形式の導入となり、さらなる負担を強いています。これは制度の公平性を損ないます。また、利用者の生活を直接的に圧迫しないようにする必要があります。どうか慎重に見直してください。

前段に申し上げました通り、介護現場の疲弊を放置したままの法改正は、地域福祉の崩壊を招きかねないことを重く受け止め、社会福祉法等の一部を改正する法律案の審議については、慎重な審議を求めるよう貴議会より国に対し、意見書を提出していただくよう、地方自治法 99 条に基づきこの陳情書を提出いたします。

以上



2026年 5月27日

伊那市議会
議長 三澤 俊明 様

16-5

「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書(請願)

〔請願事項〕

2027年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。
 - (1) さらなる少人数学級の推進
 - (2) 複式学級の編制基準の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる係数(「乗ずる数」等)の改善
 - (4) 少数職種の配置増
- 2 自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。
- 3 教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

〔請願理由〕

義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制基準は28年度までに35人に引き下げられます。しかし、学校現場からは、多様なニーズをもつ子ども一人ひとりに寄り添った指導・支援を行うには35人でも多すぎるとの声が多く寄せられています。長野県では今年度から独自に小学校1年生の「25人規模学級編制」が導入されていますが、単級の学校は対象外であり、2年生以上への拡大についても不透明な状況です。国の責任により、さらなる少人数学級を推進することが強く求められます。また、複式学級については国基準が県基準を下回っており、学級数に見合った専科教員が配置できない問題もあります。

一方、深刻な教員の長時間労働を是正し「なり手」を確保するため、給特法等の改正が行われました。改正法は、今後とるべき措置として教員基礎定数の改善等を掲げていますが、教員の持ち時数軽減に不可欠である定数算定の係数(「乗ずる数」等)の見直しには踏み込んでいません。子どもたちに質の高い教育と豊かな学びを保障する上で、学校に人員を増やし、教員に教材研究や授業準備の時間を保障することはきわめて重要です。

これらの課題に応え、地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置できるようにするために、抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに十分な教育予算を確保する必要があります。また、自治体が「業務の3分類」をはじめとした働き方改革を推進するためには、国による財政措置が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。公教育に地域間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な財源保障をし、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上をふまえ、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願します。